

白馬ファンコミュニティ規約

(名称)

第1条 この会の名称は、白馬ファンコミュニティ(以下「ファンコミュニティ」という。)とします。

(目的)

第2条 ファンコミュニティは、居住地や国籍・世代にかかわらず、白馬村が好きな人、応援したい人、楽しみたい人が会員となり、白馬村の魅力を広く発信したり、相互に交流したりすることにより、白馬村のことをより深く理解し、共に活動する仲間を増やすなど、より良い白馬村の地域づくり及び多様な関係づくりを行うことを目的とします。

(事務局)

第3条 ファンコミュニティの事務局(以下「事務局」という。)は、白馬村役場総務課内に置きます。

(会員)

第4条 この規約において「会員」とは、ファンコミュニティの目的に賛同し、本規約を承諾し、入会手続きを完了した方をいいます。

2 会員は、白馬村の魅力発信、白馬村の応援及び支援、会員の増加等に努めます。

3 会員は、他の会員の意見や価値観を尊重し、相互に思いやる気持ちをもって楽しく活動するよう努めます。

(入会手続)

第5条 ファンコミュニティに入会を希望する方(以下「入会希望者」という。)は、白馬村公式 LINE アカウントの入会申込フォームにより事務局へ入会を申し出ます。

2 入会希望者は、入会の申込に当たり、次に掲げる事項に同意していただきます。

(1)事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定する為に必要な情報を名簿に登録すること。

(2)ファンコミュニティの運営上必要な場合に限り、事務局が前号(1)の会員情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

(1)入会申込にあたり、虚偽の内容があった場合

(2)入会を承認しない正当な事由がある場合

(3)入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行うものである場合

4 第1項の入会申込内容を確認し、適正と認めた場合は、白馬村公式 LINE での登録完了通知をもって会員と認定します。

(入会金及び会費)

第 6 条 ファンコミュニティの入会金及び会費は無料とします。

(事業)

第 7 条 ファンコミュニティは第 2 条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、会員を対象とした物品、サービスの提供など、必要な事業を行うこととします。

(禁止行為)

第 8 条 会員は、ファンコミュニティが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはなりません。

- (1)他の会員、第三者若しくはファンコミュニティの著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2)他の会員、第三者若しくはファンコミュニティを誹謗中傷する行為またはファンコミュニティの運営を妨げる行為
- (3)事実と反する情報または公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (4)選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5)事務局の承諾なくファンコミュニティの情報若しくはファンコミュニティが発信する情報を用いた営利を目的とする行為またはその準備を目的とする行為
- (6)その他、法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為

(会員の届出義務等)

第 9 条 会員は会員の個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合または退会する場合は、事務局へ速やかに届け出ることとします。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員が事務局に会員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失します。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとします。

- (1)第 8 条の各号に掲げる行為を行ったとき
- (2)入会申込書に虚偽の記載があったとき
- (3)会員の登録住所・電話番号・メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合または既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合
- (4)前 3 号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適当であると判断したとき

(損害賠償)

第 11 条 事務局は、ファンコミュニティの運営に関して生じた会員の損害、会員同士または会員

と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(規約の変更)

第 12 条 事務局は、ファンコミュニティの運営上必要が生じた場合は、会員の承諾なしに本規約を変更できるものとし、変更後はただちにすべての会員に適用されるものとします。

2 本規約を変更した場合は、白馬村行政公式ホームページ等で、会員に対して変更内容を周知することとします。

附則

この規約は、令和 8 年 9 月 30 日から施行します。